発災時の宅地内にある廃棄物・土砂の排出に係る 国から被災自治体への支援制度

	障害物の除去 (災害救助法) <別添2-2参照>	災害等廃棄物処理事業 (廃棄物の処理及び清掃に関 する法律に基づく国庫補助) <別添2-3参照>	推積土砂排除事業 (都市災害復旧事業国庫補助) 【対象は土砂のみ】 <別添2-4参照>
宅地からの除去	▲ (日常生活上欠くことの できない場所のみ)	▲ (市区町村※が行う場合)	▲ (土砂の放置が公益上 重大な支障となる場合)
集積場への運搬		0	▲ (土砂の放置が公益上 重大な支障となる場合)
処分場への 運搬			
実施主体	都道府県又は 救助実施市 (事務委任を受けた 場合は市区町村)	市区町村	市区町村
所管省庁	内閣府防災	環境省	国交省

[※]市区町村が事業を行う前に、所有者等が事業者に依頼し、宅地からの撤去を行った場合の手続きについては、環境省にお問い合わせ願います。

	一般基準	備考
対象者	半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	雪害の場合は、屋根に積もった雪なども 放置すれば住家がつぶされるような場 合に対象となる
費用の限度額	1世帯当たり 135, 400円以内	対象世帯の市町村内平均で当該金額 以下であれば構わない
救 助 期 間	災害発生の日から <u>10日</u> 以内	
対 象 経 費	スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項

- この制度の趣旨は、生活上欠くことのできない場所の障害物を除去することで、元の住家に引き続き住むこと を目的としたものである。
- そのため、住家を一時的に失った者に提供される「応急仮設住宅の供与」との併給はできない。
- 居室、台所、玄関、便所等の生活上欠くことのできない場所が対象であるが、<u>住家の入口が閉ざされている場</u> 合の玄関回りも対象として差し支えない。
- 〇 障害物の除去は、<u>当面の生活が可能となるように応急的に行うものであり、原状回復を目的とするものではな</u>いので、障害物除去後の室内の清掃、消毒等は対象とはならない。
- 住家及びその周辺の障害物の除去が対象であり、<u>道路、河川、農地、学校等住家以外の障害物については</u>、 各管理者が対応すべきものであり、また、災害廃棄物については、各市町村が対応すべきものである。

災害廃棄物処理事業の概要について

補助金名	<u>————</u> 災 害 等 廃 棄 物 処 理 事 業 費 補 助 金		
対象事業	(原規) (
補助先	市町村(一部事務組合、広域連合、特別区を含む)		
要件	政令指定都市:事業費80万円以上、その他の市町村:事業費40万円以上降雨:最大24時間雨量が80mm以上によるもの基風:最大風速(10分間の平均風速)15m/sec以上によるもの積雪:過去10年間の最大積雪深平均値超且つ1m以上高潮:最大風速15m/sec以上の暴風によるものその他:異常な天然現象によるもの		
補助率	1/2		
地方財政措置	 〈通常災害時〉 ▶ 地方負担の80%について特別交付税措置 〈激甚災害時〉 ▶ 激甚災害による負担が一定の水準を超えた市町村にあっては、残りの20%について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の57%について特別交付税措置 		
根拠条文	◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律		
参考	◇災害廃棄物処理業務に関する応援・受援経費 被害を受けた地方公共団体等からの応援等に要した経費、災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費(自治法第 252条の17に基づく職員派遣)については、特別交付税措置が講じられている(特別交付税省令第3条第1項第1号)。		

【機密性2】

【事業範囲】

市町村の市街地*1における(a)~(c)のいずれかの場合において、市町村長が①又は②を排除する事業(他の法令により処理されるものを除く) 【補助率1/2】

- (a) 堆積土砂^{※2}の総量が30,000㎡以上
- (b) 一団をなす堆積土砂が2,000㎡以上
- (c)50m以内の間隔で連続する土砂が2,000m以上
- ①市町村長が指定した場所に搬出集積された堆積土砂
- ②市町村長が公益上重大な支障があると認めて搬出集積 又は直接排除された堆積土砂

※1 都市計画区域内及び同区域外の集落地(独立した家屋が10戸以上隣接) ※2 災害により発生した土砂の流入、崩壊等により堆積した異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等

